

平成24年度 第1回

「マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所指定研修会」

および「登録制度(追加登録)説明会」Q & A (案)

開催日時：平成24年 6月29日(金)

Q 1	登録事務所の登録は、登録資格者(個人)が登録するようですが、個人が私的な都合により仕事ができなくなった場合や事務所を退職した場合は、変更届を提出するのみでよいのか？ また、新たな登録者は、次回講習会を受講すればよいのか？
A 1	登録事務所内に登録者用研修会を受講した方がいれば変更ができます。 登録要綱2.登録資格を満たし、かつ、登録者用研修会を受講後に新規登録ができます。
Q 2	登録した場合、営業的に(社)神奈川県建築士事務所協会を使ってよいのか？ (相談窓口に会社パンフレットを置くなど)
A 2	登録事務所に登録していることを示すのは構いません。 パンフレット等を置くことはできません。
Q 3	弊社は建物調査会社のため、長期修繕以外にも劣化診断調査、耐震診断調査、外壁調査(打診、赤外線調査)などの業務ができることを売りにしたいが、登録した場合、そのような特徴を売りにできるのか？ 受注するためにどのようなことができるのか？ 分業もあるのか？(例えば、内視鏡検査だけなど)
A 3	設計団体としては、業務主旨が異なるので、個々のPRはできませんが、貴事務所が個別に宣伝することに意義はありません。
Q 4	年間どのくらいの相談件数を見込んでいるのか？ 1社当たり、年間何件くらい受注できるのか？(ペイできるのか？)
A 4	過去の実績からみて、年間相談は10件以下と思いますが、今後、相談業務開始のご案内を関係各所に周知する活動を行いますので、件数は増えると思っております。
Q 5	マンション等の大規模修繕業務部会規程第1条について、「マンション等の大規模修繕事業及びこれに準ずる事業」の定義はありますか？
A 5	特に定義は定めておりません。
Q 6	「マンション等の大規模修繕事業及びこれに準ずる事業」には、長期修繕計画を作成する業務が含まれますか？
A 6	含まれます。
Q 7	「マンション等の大規模修繕事業及びこれに準ずる事業」は、建築基準法第8条に定める維持保全に関する準則又は、計画は関係しないと解してよいですか？
A 7	大規模修繕工事に関連する業務であると考えます。
Q 8	「マンション等の大規模修繕事業及びこれに準ずる事業」は、建築士法第21条に定める業務として、建築士に対する建築士法の諸規程が適用されると解してよいですか？
A 8	調査業務は適用されませんが、改修設計、監理は含まれると考えます。
Q 9	マンション部会は、(社)神奈川県建築士事務所協会会員が受注する委託契約の自由を拘束することはないと解してよいですか？
A 9	特にございません。

Q10	マンション部会は、(社)神奈川県建築士事務所協会の各支部が市民から依頼される業務について、支部の中で担当する会員を決めることを制限しないと解してよいですか？
A10	<b>本会を通さないものについては、制限はございません。</b>
Q11	マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所登録要領の3．登録方法・申請方法について、「マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所名簿」は事務局及び各支部に備え置くこととする。とありますが、各支部に備え置く方法をお示してください。
A11	<b>各支部長に一任させていただきます。</b>
Q12	マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所登録要領の6．依頼人よりの照会への対応について、各支部に照会があった場合も前記に準じて依頼者に閲覧させることとする。とありますが、各支部へは事務委託費が支給されると解してよいですか？
A12	<b>支給されません。</b>
Q13	弊社は、メーカー系総合設備会社です。その中に建築部を有し、建築工事も行っております。又、事務所登録させて頂いている、富士古河一級建築士事務所を内包し、建・電・設一貫で設計施工も行なっております。 今回、大規模修繕業務対応登録をした設計事務所を有する会社が、大規模修繕業務を行なった場合、施工を請け負う事が出来るのでしょうか。
A13	<b>当協会としては、設計・工事監理と施工（工事）は分離することを推奨します。</b>

< 研修内容以外の質問 >

Q1	このマンションの登録制度は動き始めているはずだと思っておりますが、既にある管理組合から紹介依頼があった物件は、その後どうなりましたか？ 今後、その発表等はどのようにしていくお考えですか？（別に定める？）
A1	<b>選考はされませんでした。 発表については、結果が分かり次第ホームページ等にて公開する予定です。</b>